

タキロンシーアイグループ人権方針

タキロンシーアイグループは、企業使命として「人と地球にやさしい未来を創造する」を掲げています。自らの事業活動において影響を受けるすべての人びとの人権を尊重し、企業使命を実現するため、「タキロンシーアイグループ人権方針」をここに定めます。

1.人権に対する基本的な考え方

私たちは、事業活動のすべてにおいて、あらゆる人権侵害に直接的に関与しないだけでなく、社外の関係者を通して間接的にも加担しないよう努め、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

2.適用範囲

本方針は、タキロンシーアイグループすべての役員と従業員に適用します。また、私たちは、調達先と販売先をはじめとしたビジネスパートナーやその他関係者に対して、人権を支持し、侵害しないように働きかけ、協働して人権尊重を推進します。

3.国際規範の支持および法令遵守

私たちは、国連がすべての人びとの基本的人権について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」および「国際人権規約」）、および国際労働機関（ILO）が労働における基本的権利を規定した「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」をはじめとする国際規範を支持します。また、私たちは、企業活動を行う国・地域で適用される法令を遵守します。

4.推進体制

私たちは、本方針を実現する為の体制を構築し、経営企画本部長が本方針の実践に責任を持ちます。

5.人権デューデリジェンス

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権に対する負の影響およびそのリスクについて把握するとともに、その防止および軽減を図ります。

6.救済

私たちは、私たちが人権に対する負の影響を直接的に引き起こしている、あるいは間接的に加担していることが判明した場合、関係者と対話し、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

7.教育・研修

本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、私たちはタキロンシーアイグループの役員と従業員に対し、適切な教育を行います。

8.情報開示・対話

私たちは、人権尊重の取り組みについて、進捗状況と結果をウェブサイトや統合報告書などで開示し、その内容についてステークホルダーと対話します。

2023年1月1日制定
常務執行役員 経営企画本部長
玉木 敏夫